

熊本県税条例の改正について（平成 30 年 6 月議会）

今回改正した熊本県税条例の主な改正内容は以下とおりです。

1 たばこ税の税率の引き上げと加熱式たばこの課税方法の見直しについて

(1) 概要

① 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】

規定の整理を行う。（第 2 6 条、第 3 2 条、第 4 8 条の 3 関係）

② 熊本県税条例の一部改正【第 2 条】

ア 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（以下「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）を製造たばことみなし、課税区分を加熱式たばことする。

（第 6 4 条の 2 の 2 関係）

イ 加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、(ア)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0. 8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数並びに(イ)及び(ウ)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数にそれぞれ 0. 2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。（第 6 4 条の 3 関係）

(ア) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(イ) 加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。）の 0. 4 グラムをもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法

(ウ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこの 0. 5 本に換算する方法

ウ 県たばこ税の税率を 1, 0 0 0 本につき 9 3 0 円とする。（第 6 5 条関係）

③ 熊本県税条例の一部改正【第 3 条】

加熱式たばこに係る製造たばこの本数の算定において、②イ(ア)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を 0. 6 とし、②イ(イ)及び(ウ)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を 0. 4 とする。（第 6 4 条の 3 関係）

④ 熊本県税条例の一部改正【第 4 条】

ア 条ズレに伴う規定の整理を行う。（第 4 3 条関係）

⑤ 熊本県税条例の一部改正【第 5 条】

ア 加熱式たばこに係る製造たばこの本数の算定において、②イ(ア)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を 0. 4 とし、②イ(イ)及び(ウ)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を 0. 6 とする。（第 6 4 条の 3 関係）

イ 県たばこ税の税率を 1, 0 0 0 本につき 1, 0 0 0 円とする。（第 6 5 条関係）

⑥ 熊本県税条例の一部改正【第6条】

ア 加熱式たばこに係る製造たばこの本数の算定において、②イ(ア)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を0.2とし、②イ(イ)及び(ウ)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に乗じる率を0.8とする。(第64条の3関係)

イ 県たばこ税の税率を1,000本につき1,070円とする。(第65条関係)

⑦ 熊本県税条例の一部改正【第7条】

加熱式たばこに係る製造たばこの本数は、②イ(イ)及び(ウ)に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。(第64条の2の2、第64条の3関係)

⑧ 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第8条】

ア 平成31年4月1日に予定されている紙巻たばこ3級品に係る税率の引上げを平成31年10月1日に延期する。(附則第3項関係)

イ 紙巻たばこ3級品の手持品課税に係る県たばこ税の税率を1,000本につき274円とする。(附則第15項関係)

(2) 施行日

この条例は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める日から施行する。

- ア ①公布の日
- イ ②及び⑧ 平成30年10月1日
- ウ ③ 平成31年10月1日
- エ ④ 平成32年4月1日
- オ ⑤ 平成32年10月1日
- カ ⑥ 平成33年10月1日
- キ ⑦ 平成34年10月1日